

令和2年度(令和元年分) 市民税・県民税・国民健康保険税申告書

※



安芸高田市長様

令和 年 月 日提出

1月1日 現在住所	安芸高田市		
現住所			
フリガナ			
氏名	印		生年月日 年 月 日
個人番号			連絡先 - -
			世帯主氏名 世帯主との続柄 ()

【1. 所得金額】

所得の種類	収入金額(A)	必要経費(B)	専従者控除(C)	所得金額(A-B-C)
営業等				①
農業				②
不動産				③
利子				④
配当				⑤
給与	(内専給額)	給与支払者	(手引きを参照して収入金額から所得金額を算出してください)	⑥
公的年金等		年金支払者		⑦
その他			支払者・種目	⑧
総合課税・一時	種目	収入金額(D)	必要経費(E) 特別控除額(F)	所得金額(D-E-F)
短期				イ
長期				ロ
一時				ハ
合計				⑩

【2. 所得から差し引かれる金額】

雑損控除	損害資産・原因	損害金額	補填される金額	差引損失額(うち災害関連支出)	⑲
医療費控除	セルフメディケーション	支払医療費	補填される金額		⑳
社会保険料控除	①国民健康保険税	②介護保険料	③後期高齢者医療保険料	計(①~③の合計)	㉓
	④国民年金保険料	⑤源泉徴収票の社会保険料	⑥その他()		㉔
小規模企業共済等掛金控除					㉕
生命保険料控除	区分 一般生命保険料支払額	個人年金保険料支払額	介護医療保険料支払額	(限度額70,000円)	㉖
	新 A	C	E		㉗
	旧 B	D			㉘
地震保険料控除	地震保険料支払額	A	旧長期支払額 B	(限度額25,000円)	㉙
寡婦(寡夫)控除	(該当に○) 区分	寡婦(寡夫)・特別寡婦	理由	死別・離婚・生死不明・未帰還	㉚
勤労学生控除	学校名()				㉛
障害者控除	氏名	同居区分	種別	控除額	㉜
		同居・別居	身・精・療・他	万円	㉝
		同居・別居	身・精・療・他	万円	㉞
配偶者控除	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	配偶者特別控除	配偶者所得(配偶者特別控除適用のみ要記入)	控除額	㉟
扶養控除・16歳未満扶養親族	人数	控除額			㊱
	老人扶養(同居)	人	万円		㊲
	老人扶養(別居)	人	万円		㊳
	特定扶養	人	万円		㊴
	一般扶養	人	万円		㊵
	年少扶養	人			㊶
基礎控除					㊷
合計					㊸

(以下税務課記入欄)

本人	控配	扶養	障害	強
障害特別	寡婦	寡夫	勤労	未成年
	有	老	一	特
	人	同	定	老
		人	人	人
		同	同	同
		親	親	計
		族	族	計
				計
				制

異動日	
寄附	配讓
入力	照合

● 寄附金税額控除など裏面にも記入欄がありますのでご注意ください。
● 調査により、申告内容とは異なる賦課決定を行う場合があります。

● 分離課税の申告がある場合は、市民税・県民税申告書(分離課税等用)をあわせて提出してください。

--

※税務課使用欄	
年 度	
宛 名	
台 帳	

【3. 同一生計配偶者・控除対象配偶者・配偶者特別控除適用者・扶養親族に関する事項】

	氏 名	続柄	生 年 月 日	別居の場合の住所	個 人 番 号															
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10						
配 偶 者			. .																	
扶 養 控 除・ 16 歳 未 満 扶 養 親 族			. .																	
			. .																	
			. .																	
			. .																	

【4. 事業専従者に関する事項】

氏 名	続柄	生 年 月 日	従事月数	専従者控除額	個 人 番 号															
		. .																		
		. .																		
		. .																		

【5. 給与所得の内訳】(日給等で源泉徴収票がない人)

月	日 給	日数	月 収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等			
合 計			
勤 務 先	(名称)		
	(所在地)		
	(連絡先)		

【6. 寄附金に関する事項】

	都道府県・市区町村	広島県共同募金会・日本赤十字社広島県支部	広島県条例指定	
寄附金額	円	円	円	円
寄附先				

【7. 配当割・株式等譲渡所得割額控除額に関する事項】

(特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡割額の控除を受けようとする場合には、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡割額を記入してください)

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 割 額 控 除 額	円

【8. 家屋敷等に関する事項】

(安芸高田市外に住んでいる人で、1月1日現在事務所、事業所又は家屋敷を有している者)

名 称	
所 在 地	

【9. 納付方法に関する事項】

給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において、65歳未満の人は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法	<input type="checkbox"/> 給与から差引き
	<input type="checkbox"/> 自分で納付

【10. 所得のなかった人】(該当に○)

1. 下記の者の扶養であった、又は援助(仕送りなど)を受けていた

氏名	続柄	住所
----	----	----

2. 非課税所得のみの収入であった(該当に○：遺族年金・障害者年金・雇用保険・その他())

3. 生活保護法による生活扶助を受けていた

4. その他()

【11. 他市区町村で課税されている場合】

居住地住所	
-------	--

【12. 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の選択課税について】

所得税と住民税で異なる課税方法を選択する。

作成税理士
所在地住所
(電話番号)
署名押印

印

※詳しくは市ホームページをご確認ください。